九　土地使用権等の一部を譲り渡そうとする場合においては、次に掲げる書類
イ　使用権者が土地使用権等を譲り渡した後に実施する事業の事業区域を表示する図面
ロ　使用権者が土地使用権等を譲り渡した後に実施する事業の事業計画書
ハ　使用権者が土地使用権等を譲り渡した後に実施する事業の事業計画を表示する図面
ニ　使用権者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

（権利の譲渡の承認の公告の方法）

第三十条　法第二十二条第二項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。　（新設）

（裁定の取消しの公告の方法）

第三十一条　法第二十三条第二項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。　（新設）

（証明書の様式）

第三十二条　法第二十五条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第八によるものとする。　（新設）

第三十三条　法第二十六条第二項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第九によるものとする。　（新設）

第二節　特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例

第一款　収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例　（新設）

（裁定申請書の様式）

第三十四条　法第二十七条第二項に規定する裁定申請書の様式は、別記様式第十によるものとする。　（新設）

（事業計画書の記載事項）

第三十五条　法第二十七条第三項第一号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　事業計画の概要
二　事業の開始及び完成の時期
三　事業に要する経費及びその財源
四　事業の施行を必要とする公益上の理由
五　収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地の面積及び物件の数量の概数並びにこれらを必要とする理由
六　起業地（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。第三十九条において同じ。）を当該事業に用いることが相当であり、又は土地の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
（土地関係人確知必要情報を保有すると思料される者）

第三十六条　令第八条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第三号ロ及びハ、第五号イ並びに第六号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで及び令第八条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。　（新設）

一　当該土地に関し所有権以外の権利を有する者の探索を行う場合においては、次に掲げる者
イ　当該土地を現に占有する者
ロ　当該土地の所有者
ハ　当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者
ニ　当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）
ホ　当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置かれている市町村の長
二　当該土地にある物件の所有者の探索を行う場合においては、次に掲げる者
イ　当該物件を現に占有する者
ロ　当該物件に関し所有権以外の権利を有する者
ハ　当該土地に関し所有権その他の権利を有する者